

法定外税の必要性について

ver2

- 本市の課題
- 新たな法定外税の考え方
- 誘導型の税制の例
- 検討にあたっての留意点

本資料での議論の内容

【一般的な道府県産廃税条例の構成】

第1 課税の根拠

→ 普通税か目的税か。目的なども規定

第2 定義規定

第3 納税義務者

第4 課税標準

→ 道府県産廃税一般では、最終処分場に埋立処分のために搬入される産業廃棄物の重量とされる。

第5 税率

→ 道府県産廃税一般では、1トンにつき、1,000円とされる。

第6 賦課徴収方法

申告納付又は特別徴収

第7 減免

【考えられる主な論点】

1 税導入の必要性

2 用途

3 課税物件（課税客体）

課税の対象とされる物・行為又は事実

4 課税標準

課税物件を具体的に数量や金額で示したもの

5 納税義務者

6 税率

7 徴収方法

8 非課税事項

9 課税の対象期間

10 骨子案

11 最終案

1 本市の課題

廃棄物最終処分場が立地する自治体のおかれる状況（再掲）

一般に、希少な動植物の生息域や水源地となるような山間部に立地する廃棄物最終処分場には、自然災害や事故の際の周辺地域に対する深刻な環境汚染リスクが潜在している。

- ・ 管理型処分場の場合は、廃棄物の埋立て終了以降も当該処分場が廃止となるまでの長期間にわたる水処理施設等の維持管理が必要となる（その間の事業者の倒産などのリスクもある）。
- ・ 生活環境に対する様々な負荷が発生することに対する対処
 - － 廃棄物搬入車両による交通量の増加や道路の過度の劣化
 - － CO₂排出量の増加、騒音、悪臭など
- ・ 法令に基づく職員の立ち入り検査などの監視業務など

処分場立地自治体にとっては、処分場の規模の大きさに比例して標準的な水準を超える多様な行政需要が生じる。

R7.10.16 議会全員協議会資料「産業廃棄物最終処分場に係る環境施策の検討について」1 (1)

1 本市の課題

本市に立地している産業廃棄物最終処分場の現況（再掲）

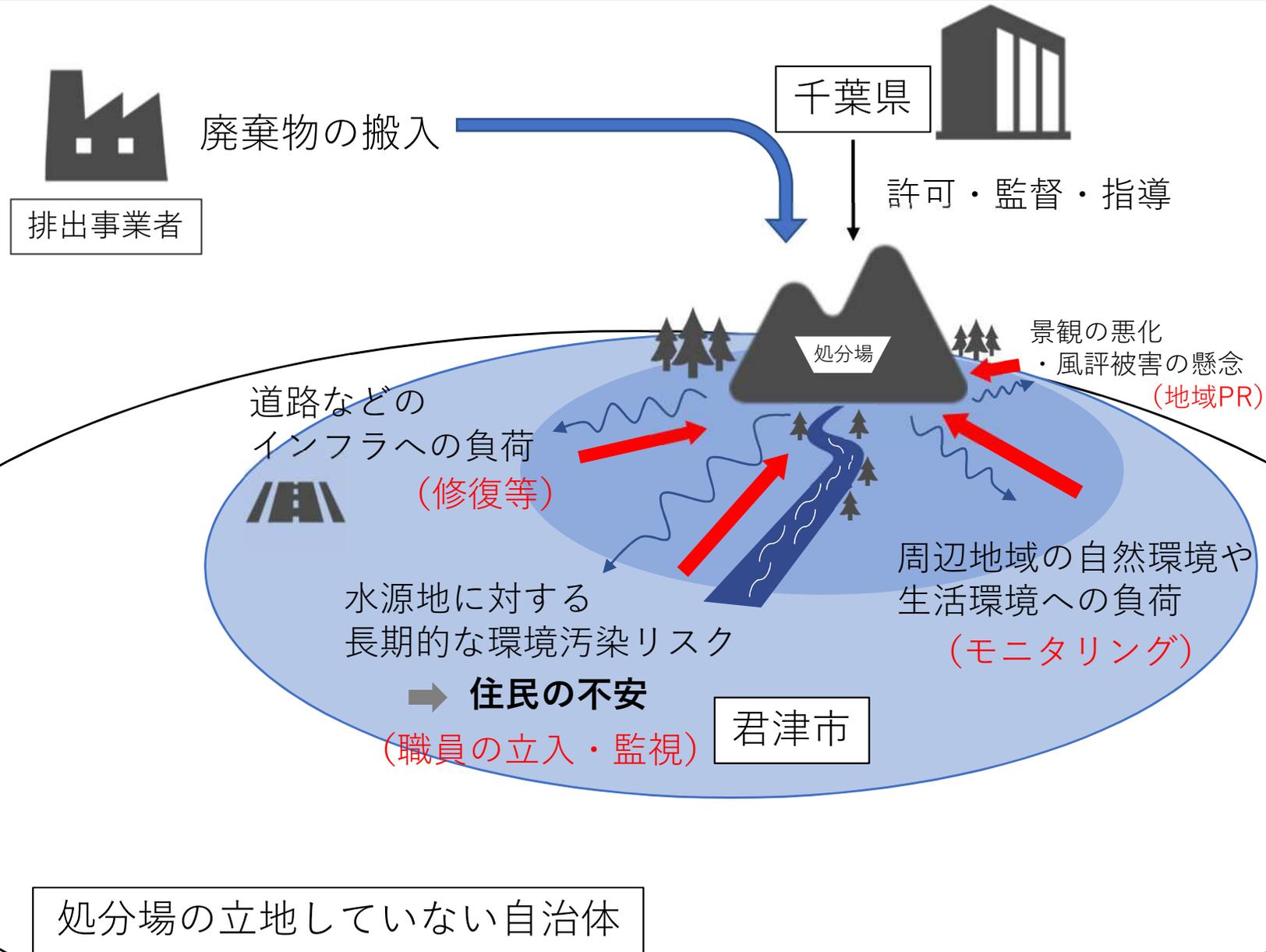
君津地域4市の水道水源となっている小櫃川の支流である御腹川の最上流部、本市の怒田地先に民間の管理型産業廃棄物最終処分場が建設され、平成16年4月から第1期処分場が稼働しており、現在まで第2期処分場、第3期処分場と度重なる増設を行いながら県内外から廃棄物が搬入されている。

この間、第1期処分場では内部保有水の流出事故が発生し、平成24年1月の千葉県の勧告により現在もなお当該処分場への廃棄物の搬入停止が続いているが、令和6年2月に着手された抜本的な改善対策となりうる廃棄物の掘削工事は、現状では十分な進捗が図られていない。

そのような状況の中、当該事業者は令和6年12月に新たに大規模な第4期増設計画の手続きを開始し、施設の拡張を加速度的に進めている。

R7.10.16 議会全員協議会資料「産業廃棄物最終処分場に係る環境施策の検討について」1(2)

1 本市の課題（イメージ）



2 新たな法定外税の考え方

【新たな環境施策の目的】

- ① 水源地に立地する産業廃棄物最終処分場の更なる増設や新たな事業者による立地を**抑制**する。
- ② 処分場に起因して発生あるいは発生するであろう様々な行政需要を踏まえ、必要な財源を確保する。

【財政需要をどう考えるか】

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

このように課税自主権を尊重する観点から許可制が廃止されたが、国の関与を縮小する観点から、さらに以下の2要件が撤廃された。

- ・当該地方団体における**税源の存在**
- ・当該地方団体における**財政需要の存在**

「課税の根拠のその中心的なところを特に財政需要に置く、というのは適当ではないのでは？」

環境基本法第22条第2項及び第36条並びに君津市環境保全条例第12条第2項の規定による「環境の保全上の支障を防止するための適正な経済的負担を求める措置」として制度設計する。

法律の根拠があることが、租税法律主義の考え方にもなじむ

様々な環境負荷リスクを生じさせる施設の立地をなるべく抑制するための、「環境税」の原理的な考え方を根拠とし、**誘導型の税制として仕組んでいくべきではないか。**

- ・新たな環境施策の目的は、①であり、②は①に取り組む過程で得られる税収を適宜活用して対応を考えていく。
- ・これにより「**財政需要を具体的に試算しないと税率が試算できないというような議論には陥らない**」

3 誘導型の税制（法定外税）の例

産業廃棄物税・・・目的税、27道府県・1政令市（三重県H14.4～）

【誘導の方向性】産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を促進

【課税標準】最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量

【税率】1,000円／トン

核燃料税（搬出促進割）・・・普通税、福井県（H28.11）・愛媛県（H31.1）・佐賀県（H31.4）

【誘導の方向性】使用済燃料の貯蔵が長期間にわたって常態化することを抑制すること。

【課税標準】

発電用原子炉に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂前の核燃料物質の重量

狭小住戸集合住宅税（ワンルームマンション税）・・・普通税、東京都豊島区（H16.6）

【誘導の方向性】狭小な住戸を有する集合住宅の建築を抑制

【課税標準】区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数

【税率】狭小住戸1戸につき、50万円

再生可能エネルギー地域共生促進税・・・普通税、宮城県（R6.4）・青森県（R7.10）

【誘導の方向性】再生可能エネルギー事業と地域との共生促進

【課税標準】再生可能エネルギー発電設備の総発電出力

【税率】営業利益の20％程度に相当する額をエネルギー源の種類により設定

4 検討にあたっての留意点

・国（総務省）の通知

財源の存在、財政需要の存在は同意の要件ではなくなったが、総務省通達では、地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。としている。

・地方財政審議会小西会長のコメント

「許可要件から外れるということは、地方財政制度の作り方からみて、法定外税はそれによって充足すべく財政需要が存在しなくてもよいことを意味しない。財政需要の存在を同意基準に含めないものの、その存在は、自治体がもっぱら納税者と議会に対して、自ら証明すべきということになる。」

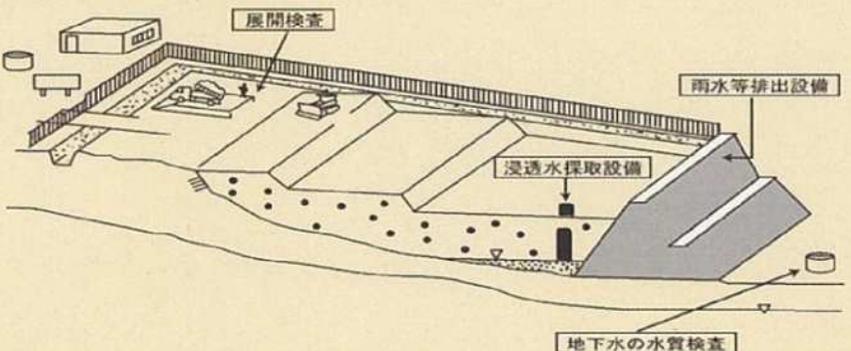
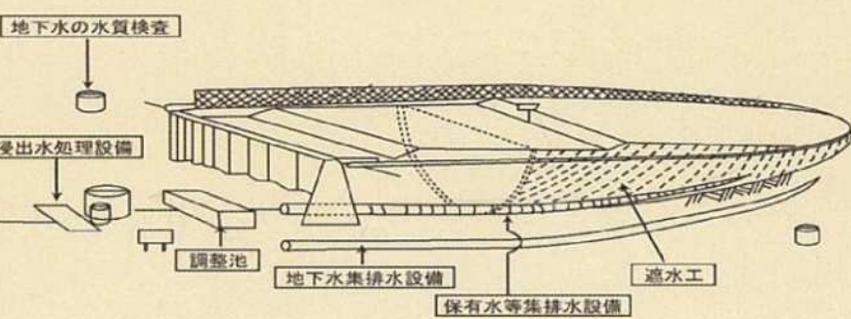
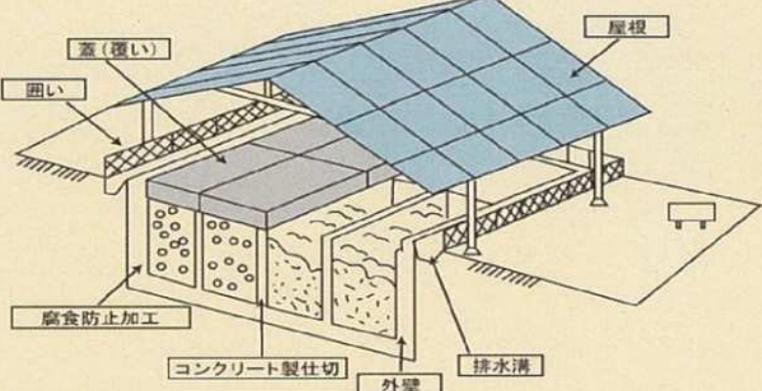
「法定外税を新設、変更する際に、その財源を何に充てるかの財政需要の存在は、法律上の同意の要件から除外されたとはいえ、税の一般原則に照らせば、依然として重要な要件であり、その挙証責任は課税側の自治体にあると考えられている。」（2023.1地方税「法定外税と地方税審議会」2頁～）

・倉阪委員のコメント（第1回有識者会議）

「財政需要を具体的に試算しないと税率が試算できないという議論には陥らないが、負荷活動を抑制する必要があるということは言わなければならない。負荷活動が多くなればどのような面で市に影響があるのか、市民の生活にどのような影響があるか、具体的に示せないといけないのではないか。」

誘導型の税制として仕組むためには、処分場立地や拡張でどのような負荷が生じている（生じる）のか、そしてそれを抑制する必要があるのか、真摯に説明を尽くす必要がある。抑制すべき負荷が整理されれば、対処のための財政需要の存在も自ずと証明される。

〔参考資料〕 廃棄物最終処分場の構造について

	産業廃棄物の種類	標準的な設置例	説明
安定型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類 ・ ゴムくず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず (がれき類を除く) 及び陶磁器くず ・ がれき類 		<p>埋め立てができるものは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等の5種類（有機物の付着がないもの）であって、埋め立て処分後、そのものが生化学的に安定しており、汚染水を発生することなく、環境を汚染する度合がきわめて少ないものとして処分できるものである。この処分場には遮水工、浸出水の集水、その処理等は要求されない。</p>
管理型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃え殻（無害） ・ 汚泥（無害） ・ ばいじん（無害） ・ 木くず ・ シュレッダーダスト 等 		<p>燃え殻、汚泥など安定型産業廃棄物以外のものであって一定量以上の有害物質を含まないものを処分対象とする最終処分場。地下水などの汚染を防止するため、底にシートを張るなど遮水工を行い、浸出水を集め、排水基準を満たすよう処理して放流する構造を有する。</p>
遮断型最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害な重金属等を含む 燃え殻 ばいじん 汚泥 鋳さい 等 		<p>人の健康を害するような重金属やPCB等の有害産業廃棄物を埋め立てるためのもので、その廃棄物を埋め立てた処分場には雨水も入らないし、処分場から汚水も出ないようにしている。</p>

〔参考資料〕 環境基本法及び君津市環境保全条例の抜粋

環境基本法（平成5年法律第91号）

第22条 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置

- 1 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

〔参考資料〕 環境基本法及び君津市環境保全条例の抜粋

環境基本法（平成15年法律第91号）

第36条（地方公共団体の施策）

地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

君津市環境保全条例（平成15年法律第3号）

第12条 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置

- 1 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。
- 2 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であると認められるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるよう努めるものとする。